

議案第 75 号

桐生市保育園条例の一部を改正する条例案

桐生市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市保育園条例の一部を改正する条例

桐生市保育園条例(平成10年桐生市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「支給認定子ども(支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。)に係る支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項を次のように改める。

保育料の額は、桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例(平成27年桐生市条例第10号。以下「利用者負担条例」という。)に定める利用者負担額とする。ただし、教育・保育給付認定保護者の居住地が市外にあるときは、その居住地の市町村が定める額とする。

第6条中第1項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、利用者負担条例第7条の規定により保育料を減免することができる。
第6条に第1項として次の1項を加える。

市長は、保育園に入園した子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)から保育料を徴収する。
別表桐生市立広沢南部保育園の項及び桐生市立みつぼり保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 75 号 桐生市保育園条例の一部を改正する条例案

令和 7 年 3 月 31 日をもって桐生市立広沢南部保育園及び桐生市立みつぼり保育園を閉園するため、桐生市保育園条例から 2 園を削除するものです。